

新生活のスタートは交通安全から!

4月は新しい生活が始まる季節。通園・通学を始める子どもたちに加え、就職や異動で通勤環境が変わる方も増えます。交通事故を防ぐため、一人一人が交通安全を意識して行動しましょう。

問 デジタル・協働推進課 交通防犯班 ☎(内線)3245



改正道路交通法 4月1日から自転車運転にも 反則金が科されます

自転車に対する交通反則通告制度(「青切符」)による取り締まりを行う反則金制度などを内容とした、改正道路交通法が4月1日に施行されました。

青切符とは

比較的軽微な交通違反をしたときに警察官から渡される交通反則告知書で、青い紙であることから、「青切符」と呼ばれます。反則金を納めなかった場合、刑事処分の対象になることがあります。



自転車の主な交通違反と反則金 (取り締まりの対象年齢は16歳以上)

- 携帯電話の使用など(保持) 12,000円
- 信号無視 6,000円
- 通行区分違反(右側通行など)※ 6,000円
- 指定場所一時不停止 5,000円
- 公安委員会遵守事項違反(傘差し、イヤホン使用など) 5,000円

※歩道通行可の標識がある場合や、交通状況によって車道の通行が危険な場合などは除く

その他の主な改正点

- 車が自転車などの右側を通過する際のルール新設
- 普通仮免許などの年齢要件引き下げ

自転車用ヘルメットの 購入費を助成します

- 対象 町内在住で町税に未納のない方
- 助成額 購入額を助成(上限1,000円)(助成は使用者1人につき1回まで)
- 申請方法 申請する方とヘルメットを使用する方の本人確認書類の写し、安全基準に適合していることが分かる取扱説明書など、購入時の領収書、振込口座の金融機関名・口座名義人・口座番号が分かるものをお持ちの上、デジタル・協働推進課へ。



町ホームページ
「自転車用ヘルメット購入費用の一部助成」



助成対象となる自転車用ヘルメット

SGマーク、JCFマーク、CEマーク、GSマーク、CPSCマークなどの安全基準の認証を受けているものが対象となります。



SGマーク



JCFマーク



CEマーク



GSマーク



CPSCマーク

セーフティ・ドライブ・コンテスト

町内21行政区対抗で、4~9月の交通事故発生件数の少なさを競い合うコンテストを開催します。上位3行政区を優秀行政区、また、1行政区を努力行政区として、11月に開催予定の「愛川町交通安全推進大会」で表彰します。

この機会に、ご家族やご近所で交通安全について話し合い、地域ぐるみで交通事故防止に努めましょう。



春の全国交通安全運動 4月6日(月)~15日(水)

4月10日(金)は「交通事故死ゼロを目指す日」です。一人一人が交通安全について考え、交通安全の心を育みましょう。

●運動の重点

- 通学路・生活道路における子どもを始めとする歩行者の安全確保
- 「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上
- 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底
- 二輪車の交通事故防止(県重点)

●自転車安全利用五則

- 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 夜間はライトを点灯 ●飲酒運転は禁止 ●ヘルメットを着用

「あいかわ交通事故発生マップ」を 町ホームページで公開しています



警察庁が公開している町内で発生した人身交通事故データの3年分を地図上に反映させたマップです。交通事故の発生状況を知り、事故防止に努めましょう。

町ホームページ
「あいかわ交通事故発生マップ
~防ごう!交通事故~」

